

神戸医療未来大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。

(本学本部の位置)

第2条 本学本部は、兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び収容定員

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(単位 人)

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	姫路キャン パス入学者 受入人数	大阪天王寺 キャンパス 入学者受入 人数
健康スポーツ 学部	健康スポーツコミュニケーション学科	100	400	100	0
	計	100	400	100	0
人間社会学部	未来社会学科	80	320	80	0
	経営データビジネス学科	220	880	100	120
	計	300	1,200	180	120

2 各学部・学科の人材養成の目的を次のように定める。

(1) 健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科

健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。

(2) 人間社会学部未来社会学科

社会に現存する諸問題に関心を高め、それらを社会学・社会福祉学・心理学等を中心とした社会科学の視座から理解・分析することにより、人と社会の多様性を理解するとともに、広く人と社会の未来を構想する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

(3) 人間社会学部経営データビジネス学科

人間と社会の関係や人間と組織の関係に関わる知識、社会調査のスキルなどを活用することにより、さまざまな社会現象に潜む課題、営利・非営利の組織が抱える課題を発見・分析・解決する能力を身につけた人材を育成することを目的とする。

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本学における修業年限を4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、再入学又は編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立者記念日（10月20日）

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業若しくはその他の行事を行うことができる。

第4章 教 育 課 程

(授業科目)

第10条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第11条 授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等

を考慮して、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を算定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に指定する科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業期間及び履修)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 授業科目の履修方法及び履修手続き等は、別に定める。

(履修単位数の上限)

第13条 各学年で履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、特に指定する科目の単位数は、合計登録単位数に含めないものとする。

(メディアを利用して行う授業)

第14条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

第5章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。
- 3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート提出等による。
- 4 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、可以上を合格とする。
- 5 各科目の出席時間数が、3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
- 6 科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。

(教養科目)

第16条 各学科の卒業に必要な教養科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科 32単位以上
- ・人間社会学部未来社会学科 22単位以上
- ・人間社会学部経営データビジネス学科 28単位以上

(専門科目)

第17条 各学科の卒業に必要な専門科目の単位数は、下記のとおりとする。

- ・健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科 92単位以上
- ・人間社会学部未来社会学科 102単位以上
- ・人間社会学部経営データビジネス学科 96単位以上

(卒業単位数)

第18条 4年以上在学し、前2条の要件を満たして、総計124単位（以下、「卒業要件単位」という。）以上修得しなければならない。

(追認定)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

- (1) 忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき
 - (2) 卒業年次の学生で特別な事情があるとき
 - (3) 成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施するとき
- (他学部及び他学科授業科目の履修)

第20条 学生は、他学部及び他学科授業科目のうち、大学の指定する授業科目について履修することができる。

- 2 前項により取得した単位は、30単位を上限に卒業要件単位として加算することができる。ただし、加算できる単位数は、教養科目で8単位を、専門科目で24単位を上限とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第21条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に該当他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、第22条第1項、第23条第1項において修得した単位数と合わせて60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第21条第1項、第23条第1項において修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第21条第1項、第22条第1項において修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第24条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

第6章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第26条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣が指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認めた者
- (入学の出願)

第27条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第29条 前条の規定による選考の結果、合格した者については、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

(再入学)

第30条 本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者を除き、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することができる。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(編入学)

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学年始めとする。

(入学手続)

第32条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書の提出
- (2) 所定の入学金その他の納付金の納付
- (3) その他本学の定める手続

(入学取消)

第33条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学

許可を取り消す。

- (1) 正当な理由がなくて前条の入学手続きを完了しないとき
 - (2) 無届けで入学式に欠席し、その後1週間を経過しても連絡がないとき
- (休 学)

第34条 病気その他やむを得ない理由で継続して3ヶ月以上修学不能のときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

(復 学)

第35条 休学中の学生にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(退 学)

第36条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえその理由を付し願い出て、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(転 学)

第37条 学生は教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければ、他の学校へ転学（入学を含む）を出願することができない。

(転学部・転学科)

第38条 学生が本学の他学部又は他学科へ転学部・転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 転学部・転学科の取扱いについての詳細は、別に定める。

(除 籍)

第39条 学生が次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。ただし、留学生については別に定めるところによる。

- (1) 第6条の在学年限を超えたとき
- (2) 第33条の休学期間を超えてなお修学できないとき
- (3) 授業料及びその他の納付金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき
- (4) 死亡又は行方不明の届け出があったとき

(復 籍)

第40条 前条第3号により除籍された者が、除籍後2年以内に復籍を願い出た場合は、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復籍を許可することができる。

2 復籍の時期は、学年始め又は学期始めとする。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学業又はスポーツの成績が特に優秀でかつ人物が優れている者、又はその他社会の模範

となる行為をした学生については、教授会の意見を聴いて学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第42条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒に処する。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学処分は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない場合

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

4 前項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第8章 卒業、学位及び免許等の取得

(卒業要件)

第43条 本学に4年以上在学し、第18条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第44条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

・健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科一学士（健康スポーツコミュニケーション学）

・人間社会学部未来社会学科一学士（未来社会学）

・人間社会学部経営データビジネス学科一学士（経営情報学）

(免許・資格の取得)

第45条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところに従い、所定の本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。免許状取得に関し必要な事項は別に定める。

第9章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第46条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。また、学長代理、副学長を置くことがある。

(1) 学園総長は、教学を総理する。

(2) 学園副総長は、学園総長を補佐する。

(3) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(4) 学長代理は、大学運営の円滑化を図るため学長を補佐する。

(5) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(6) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

- (7) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (8) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (9) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (10) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (11) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (12) 事務職は、事務に従事する。
- (13) その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、学長は必要がある場合は、専任の准教授、講師又はその他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会に関し必要な事項は、別に定める。
 - (1) 学位授与に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (3) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び委託生等

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、授業科目の単位の修得を目的とする者が履修を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

- 2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の学生以外の者で、授業科目の聴講を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

- 2 聴講生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第51条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があった場合は、授業及び研究に支障のな

い限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 委託生の取り扱いについては、本学則を準用する。

(日本語別科)

第52条 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は別に定める。

(留学生)

第53条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた留学生については、別に定めのあるものを除き、本学則を適用する。

第 1 1 章 公 開 講 座

(公開講座)

第54条 広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座を設けることができる。

第 1 2 章 学 費

(入学検定料)

第55条 入学、再入学及び編入学を志願する者は、出願手続きに際し別表 2 に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第56条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、入学手続きに際し別表 2 に定める入学金を所定の期限までに納付しなければならない。

(授業料等)

第57条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、その入学年度に応じ別表 2 に定める授業料等を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 納付については、別に定める。

(納付猶予)

第58条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、学長にその納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。ただし留学生については別に定めるところによる。

2 猶予の期間は3ヶ月以内とする。

(休学者の授業料等)

第59条 休学を許可された学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第60条 学生が退学する場合は、在学期間中の授業料等は納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第61条 学生が停学処分を受けた場合は、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第62条 追試験及び再試験の受験を許可された場合は、別表3-(1)に定める試験料を所定の期限までに納付しなければならない。

(科目等履修料)

第63条 科目等履修を許可された者(科目等履修生)は、別表3-(2)に定める履修料等を所定の期限までに納付しなければならない。

(聴講料)

第64条 聴講を許可された者(聴講生)は、別表3-(3)に定める聴講料を所定の期限までに納付しなければならない。

(実習費)

第65条 資格取得のための学外実習を希望する学生は、それぞれの実習について別表3-(4)に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

(納付金の返還)

第66条 納入済の授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除き授業料を返還する。

第13章 図 書 ・ 情 報 セ ン タ ー

(図書・情報センター)

第67条 本学に図書・情報センターを置く。

2 図書・情報センターには、図書、文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。

3 図書・情報センターの運営については、別に定める。

第14章 国 際 交 流 セ ン タ ー

(国際交流センター)

第68条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 厚 生 保 健

(厚生施設)

第69条 本学に食堂を置く。

2 本学に学生寮を置く。学生寮の管理・運営については、別に定める。

3 本学に学生自習室を置く。

4 本学に学生控室を置く。

(保健管理)

第70条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

- 2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。
- 3 前項の診断の他必要に応じ、集団生活に不適當な者及び学業履修が困難と判定された者に対して、学長は治療を命じ、又は登学を停止し、あるいは休学を命ずることができる。

第 1 6 章 改 正

(改 正)

第71条 この学則の改正は、理事会の承認を得てこれを行い設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成12年12月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、平成14年7月1日から施行する。
- 4 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第11条の規定及び別表1の適用は、従前の例による。
- 7 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第38条の2及び第56条の規定の適用は、従前の例による。
- 9 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第49条及び第57条の規定の適用は、従前の例による。ただし、編入学生の教育課程は、改正学則による。
- 10 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 11 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 12 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 13 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第39条、第49条、第59条の適用は、従前の例による。
- 14 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条の適用は、従前の例による。
- 15 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第50条の適用は、従前

の例による。

- 16 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条、第8条、第52条については、従前の学則の規定を適用する。

- 17 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条については、従前の学則の規定を適用し、平成26年以前に入学した学生に対しては、第61条については、従前の学則の規定を適用する。

- 18 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条第1項については、従前の学則の規定を適用する。

- 19 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条、第41条、第61条については、従前の学則の規定を適用する。

- 20 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第9条、第42条、第54条、第62条については、従前の学則の規定を適用し、第14条第4項については、施行後の成績評価から適用する。

- 21 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 22 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第4条第1項の学部名称のみ在学生から適用し、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 23 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

- 24 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第16条、第17条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。第43条のうち学士の学位については、従前の学則の規定を適用する。

- 25 この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第16条、第17条、第44条、第55条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。第43条のうち学士の学位については、従前の学則の規定を適用する。

- 26 この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、従前の学則の規定を適用するが、第10条及び第13条の「心理実習」の単位数については、令和3年入学生から適用する。

27 この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、従前の学則の規定を適用するが、第13条、第45条第4項、第65条については、令和6年度入学生から適用する。

28 この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第45条、第55条、第56条、第57条、第62条、第63条、第64条、第65条については、従前の学則の規定を適用する。

別表1ー(1) 健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科

①教養科目

授業科目		必修	選択
基礎	キャリアデザインⅠ	2	
	キャリアデザインⅡ	2	
	医療と福祉のあゆみ	2	
	文章表現の技術	2	
総合教養	心理学概論Ⅰ		2
	心理学概論Ⅱ		2
	日本国憲法		2
	生活と法		2
	暮らしの中の政治Ⅰ		2
	暮らしの中の政治Ⅱ		2
	生活と経済Ⅰ		2
	生活と経済Ⅱ		2
	倫理学Ⅰ		2
	倫理学Ⅱ		2
	日本の歴史と文化Ⅰ		2
	日本の歴史と文化Ⅱ		2
	世界の歴史と文化Ⅰ		2
	世界の歴史と文化Ⅱ		2
	グローバルスタディーズ		2
	妖怪学(地域と妖怪)		1
	妖怪学(妖怪と文化)		1
	生命のしくみⅠ		2
	生命のしくみⅡ		2
	生活と科学 基礎		2
	生活と科学 応用		2
	社会学Ⅰ		2
	社会学Ⅱ		2
情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎		2
	コンピューターリテラシー演習 応用		2
	英語Ⅰ		2
	英語Ⅱ		2
	韓国語Ⅰ		2
	韓国語Ⅱ		2
	中国語Ⅰ		2
	中国語Ⅱ		2
	日本語Ⅰ		2
	日本語Ⅱ		2
	日本事情Ⅰ		2
	日本事情Ⅱ		2
	グローバルラーニングアクティビティーズA		4
	グローバルラーニングアクティビティーズB		2
健康と運動	健康と運動の科学		2
	生涯スポーツⅠ		1
	生涯スポーツⅡ		1

*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

②学科専門科目

授業科目		必修	選択
学科コア	健康スポーツコミュニケーション論	2	
	スポーツ文化論	2	
	人体の構造と機能及び疾病	2	
	コミュニケーション基礎	2	
	スポーツ科学概論	2	
	体育・スポーツ原論	2	
	スポーツ指導者論	2	
	生理学(運動生理学を含む)	2	
	障害者福祉	2	
	生涯スポーツ論	2	
	トレーニング論	2	

学 科 専 門 科 目		レクリエーション基礎	2	
		アダプテッドスポーツ論	2	
		スポーツ心理学	2	
		スポーツ医学	2	
		健康スポーツ学研究法	2	
	健 康 ・ 医 療 領 域	健康福祉論		2
		運動処方論		2
		健康運動指導法Ⅰ(有酸素運動)		1
		健康運動指導法Ⅱ(レジスタンス運動)		1
		食事と栄養		2
		ライフステージと栄養		2
		栄養学(運動栄養学を含む)		2
		病態と栄養		2
		スポーツ外傷と障害学		2
		健康心理学		2
		救急処置法		2
		レクリエーション指導法		1
		レクリエーション実習		1
		介護予防運動指導法		1
	ス ポ ー ツ 科 学 領 域	器械運動(体づくり運動を含む)		1
		陸上競技		1
		水泳・水中運動		1
		サッカー		1
		バスケットボール		1
		バドミントン		1
		柔道		1
		エアロビック		1
		ダンス		1
		身体表現論		2
		スポーツ経営学		2
		スポーツ社会学(スポーツ史を含む)		2
		バイオメカニクス		2
		スポーツコーチング論		2
		機能解剖学		2
		体力測定評価演習		2
		子どもの発育発達と運動		2
		スポーツ指導実習		1
		アダプテッドスポーツ指導法		1
		アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅰ		2
		アダプテッドスポーツコミュニケーション演習Ⅱ		2
		スポーツツーリズム		2
		レジャースポーツ		2
		スポーツヘルスカウンセリング		2
		地域社会とスポーツ		2
		ニュースポーツ		2
		野外活動Ⅰ(キャンプ・登山)		1
		野外活動Ⅱ(ウインタースポーツ)		1
		野外活動Ⅲ(マリンスポーツ)		1
	ス ポ ー ツ 情 報 領 域	eスポーツ		2
		データサイエンス基礎		2
		データサイエンス応用		2
		スポーツ情報戦略論		2
		スポーツ映像分析		2
		スポーツデータ解析		2
		スポーツICT活用演習		1
		スポーツフィールドワーク研究 基礎		1
		スポーツフィールドワーク研究 応用		1
	総 合 科 目	卒業研究Ⅰ	2	
		卒業研究Ⅱ	2	
		保健衛生学(公衆衛生学を含む)		2
		学校保健(小児保健・学校安全を含む)		2

教職 関連 科目	精神保健		2
	保健体育科教育法Ⅰ		4
	保健体育科教育法Ⅱ		4
	教育原理		2
	教職概論		2
	教育制度論		2
	教育心理学		2
	特別支援教育		1
	教育課程論		2
	道德教育の指導法		2
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
	教育方法論		2
	生徒・進路指導論		2
	教育相談		2
	介護等体験		1
	教育実習(A)		3
	教育実習(B)		5
	教職実践演習(中・高)		2
	ICT教育の理論と方法		1
	学校経営と学校図書館		2
	学校図書館メディアの構成		2
	学習指導と学校図書館		2
	読書と豊かな人間性		2
	情報メディアの活用		2

別表1－(2) 人間社会学部未来社会学科

①教養科目

授業科目		必修	選択
教養 科目	基礎	キャリアデザインⅠ	2
		キャリアデザインⅡ	2
		医療と福祉のあゆみ	2
		文章表現の技術	2
	総合 教養	倫理学Ⅰ	2
		倫理学Ⅱ	2
		日本の歴史と文化Ⅰ	2
		日本の歴史と文化Ⅱ	2
		世界の歴史と文化Ⅰ	2
		世界の歴史と文化Ⅱ	2
		グローバルスタディーズ	2
		妖怪学(地域と妖怪)	1
		妖怪学(妖怪と文化)	1
		生命のしくみⅠ	2
		生命のしくみⅡ	2
		生活と科学 基礎	2
		生活と科学 応用	2
	情報 と 言語	コンピューターリテラシー演習 基礎	2
		コンピューターリテラシー演習 応用	2
		英語Ⅰ	2
		英語Ⅱ	2
		韓国語Ⅰ	2
		韓国語Ⅱ	2
		中国語Ⅰ	2
		中国語Ⅱ	2
		日本語Ⅰ	2
		日本語Ⅱ	2
		日本事情Ⅰ	2
		日本事情Ⅱ	2
	健康	グローバルラーニングアクティビティーズA	4
		グローバルラーニングアクティビティーズB	2
		健康と運動の科学	2

ハ と 運 動	生涯スポーツⅠ		1
	生涯スポーツⅡ		1

*日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

②学科専門科目

		授業科目	必修	選択	
学科専門科目	学科コア	未来社会論	2		
		社会学Ⅰ	2		
		社会学Ⅱ	2		
		日本国憲法		2	
		生活と法		2	
		暮らしの中の政治Ⅰ		2	
		暮らしの中の政治Ⅱ		2	
		生活と経済Ⅰ		2	
		生活と経済Ⅱ		2	
		社会福祉原論	4		
		メディア社会学		2	
	社会学・社会福祉領域	AIと社会		2	
		社会とSDGs		2	
		地域社会学		2	
		福祉経営		2	
		社会保障論		4	
		高齢者福祉論		2	
		公的扶助論		2	
		心理・コミュニケーション領域	心理学概論Ⅰ		2
			心理学概論Ⅱ		2
			社会心理学		2
	発達心理学			2	
	臨床心理学概論			2	
	異文化間心理			2	
	産業・組織心理学			2	
	レクリエーション基礎			2	
	レクリエーション指導法Ⅰ			1	
	レクリエーション指導法Ⅱ			1	
	レクリエーション実習		1		
	経済・経営・ビジネス領域	行動経済学と社会		2	
		消費者心理		2	
		サービス経営論		2	
		経営学総論A		2	
		経営学総論B		2	
		ビジネス実務総論		2	
		経営組織論		2	
		経営管理論		2	
		流通システム論		2	
		IT概論		2	
		現代企業論		2	
マーケティング総論			2		
行政法			2		
グローバルリーダー領域	国際ビジネス論		2		
	グローバルイシューズ		2		
	国際人権論		2		
	国際ボランティア論		2		
	多文化共生論		2		
	国際関係論		2		
社会調査士領域	ソーシャルリサーチ入門		2		
	ソーシャルリサーチ基礎		2		
	データサイエンス入門		2		
	データサイエンスⅠ		2		
	データサイエンスⅡ		2		
	フィールドワーク法		2		
	ソーシャルリサーチ演習Ⅰ		2		
	ソーシャルリサーチ演習Ⅱ		2		

	卒業研究Ⅰ	2	
	卒業研究Ⅱ	2	

別表1ー(3) 人間社会学部経営データビジネス学科

①教養科目

授業科目		必修	選択
教養科目	基礎	キャリアデザインⅠ	2
	基礎	キャリアデザインⅡ	2
	基礎	医療と福祉のあゆみ	2
	基礎	文章表現の技術	2
	総合教養	心理学概論Ⅰ	2
		心理学概論Ⅱ	2
		日本国憲法	2
		生活と法	2
		暮らしの中の政治Ⅰ	2
		暮らしの中の政治Ⅱ	2
		倫理学Ⅰ	2
		倫理学Ⅱ	2
		日本の歴史と文化Ⅰ	2
		日本の歴史と文化Ⅱ	2
		世界の歴史と文化Ⅰ	2
		世界の歴史と文化Ⅱ	2
		日本文学鑑賞	2
		グローバルスタディーズ	2
		生命のしくみⅠ	2
		生命のしくみⅡ	2
		生活と科学 基礎	2
		生活と科学 応用	2
	情報と言語	コンピューターリテラシー演習 基礎	2
		コンピューターリテラシー演習 応用	2
		英語Ⅰ	2
		英語Ⅱ	2
		韓国語Ⅰ	2
		韓国語Ⅱ	2
		中国語Ⅰ	2
		中国語Ⅱ	2
		日本語Ⅰ	2
		日本語Ⅱ	2
		日本事情Ⅰ	2
		日本事情Ⅱ	2
		グローバルラーニングアクティビティーズA	4
		グローバルラーニングアクティビティーズB	2
		健康と運動の科学	2

* 日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱは留学生用

②学科専門科目

授業科目		必修	選択
学科コア	学 科 コ ア	経営学総論A	2
		経営学総論B	2
		ソーシャルリサーチ入門	2
		ビジネス実務総論	2
		異文化理解	2
		社会学Ⅰ	2
		社会学Ⅱ	2
		産業・労働社会学	2
		メディア社会学	2
	D X 領 域	統計数学	2
		ICTビジネス入門	2
		IT概論	2
		IT活用演習	2
		経営システム論	2

学科専門科目	域	VRビジネス概論		2
		AIビジネス概論		2
		マーケティングリサーチ演習		2
	社会調査領域	ソーシャルリサーチ基礎		2
		データサイエンス入門		2
		データサイエンスⅠ		2
		データサイエンスⅡ		2
		フィールドワーク法		2
		ソーシャルリサーチ演習Ⅰ		2
		ソーシャルリサーチ演習Ⅱ		2
	経営・経済関連領域	生活と経済Ⅰ		2
		生活と経済Ⅱ		2
		経営史		2
		サービス経営論		2
		経営組織論		2
		経営管理論		2
		流通システム論		2
		現代企業論		2
		認知心理学		2
		産業心理学		2
		消費者心理		2
		マーケティング総論		2
		ストアマーケティング		2
		デジタルマーケティング		2
	ビジネスキャリア領域	ビジネス実務演習A		2
		ビジネス実務演習B		2
		ビジネス英語A		2
		ビジネス英語B		2
		ビジネス日本語A		2
		ビジネス日本語B		2
		ビジネス実務特別演習		2
		ビジネス英語特別演習A		2
		ビジネス英語特別演習B		2
		ビジネス日本語特別演習A		2
		ビジネス日本語特別演習B		2
		ビジネスキャリア形成論		2
		ビジネス法		2
	グローバルリーダー領域	日本語指導法Ⅰ		2
		日本語指導法Ⅱ		2
		異文化間心理		2
		国際ビジネス論		2
		グローバルイシューズ		2
		日本語指導特別演習Ⅰ		2
		日本語指導特別演習Ⅱ		2
		社会言語学		2
		国際人権論		2
		国際ボランティア論		2
	公共・公益領域	多文化共生論		2
		国際関係論		2
		社会福祉原論		4
		家族社会学		2
		障がい学		2
		公的扶助論		2
		行政学		2
		福祉経営		2
		医療経営		2
		社会システムと意思決定		2
		社会的起業論		2
		行動経済学と社会		2
		雇用政策論		2
		社会保障論		4

		公共政策論		2
		地域経営論		2
		行政法		2
		卒業研究Ⅰ	2	
		卒業研究Ⅱ	2	

*ビジネス日本語A、ビジネス日本語B、ビジネス日本語特別演習A、
ビジネス日本語特別演習Bは留学生用

別表 2

〔入学検定料〕

入 学 検 定 料	33,000円
-----------	---------

〔入学金及び授業料等〕

留学生以外

	健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
内 訳	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	420,000円	420,000円	840,000円	420,000円	420,000円	840,000円
教 育 充 実 費	90,000円	90,000円	180,000円	90,000円	90,000円	180,000円
施 設 充 実 費	90,000円	90,000円	180,000円	90,000円	90,000円	180,000円
合 計	800,000円	600,000円	1,400,000円	600,000円	600,000円	1,200,000円

留学生以外

	人間社会学部未来社会学科・人間社会学部経営データビジネス学科					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
内 訳	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円
教 育 充 実 費	82,500円	82,500円	165,000円	82,500円	82,500円	165,000円
施 設 充 実 費	82,500円	82,500円	165,000円	82,500円	82,500円	165,000円
合 計	740,000円	540,000円	1,280,000円	540,000円	540,000円	1,080,000円

留学生

	(姫路キャンパス) 健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科・人間社会学部未来社会学科・人間社会学部経営データビジネス学科					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
内 訳	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	180,000円	180,000円	360,000円	180,000円	180,000円	360,000円
教 育 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
施 設 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
合 計	480,000円	280,000円	760,000円	280,000円	280,000円	560,000円

留学生

	(大阪天王寺キャンパス) 人間社会学部経営データビジネス学科					
	1 年 次			2 年 次 以 降		
内 訳	入学手続時	9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—	—	—
授 業 料	320,000円	320,000円	640,000円	320,000円	320,000円	640,000円
教 育 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
施 設 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
合 計	620,000円	420,000円	1,040,000円	420,000円	420,000円	840,000円

別表 3－（1）

〔試験料〕

試 験 区 分	試 験 料	
追 試 験	1科目につき	1,000円
再 試 験	1科目につき	3,000円

別表 3－（2）

〔科目等履修料〕

科 目 等 履 修 料	申 請 料	10,000円
	1科目（1単位）	30,000円

別表 3－（3）

〔聴講料〕

聴 講 料	1科目（4単位）	60,000円
	1科目（2単位）	30,000円

別表 3－（4）

〔学外実習教育費〕

項 目	費用	対象学部学科・養成課程
教 育 実 習	40,000円	選択制（健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科）
介 護 等 体 験	15,000円	選択制（健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科）